

一般財団法人観光まちづくり佐伯コンプライアンス規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この規程において、コンプライアンスとは、法人の業務執行において法令等（地方公共団体の条例等、定款、規程等を含む。）を遵守することをいう。

(適用)

第3条 この規程は、法人の業務に従事する全ての評議員、役員及び職員（以下、「評議員等」という。）に適用する。

(責務)

第4条 評議員等は、法令等の遵守を最優先に業務を遂行する。

2 評議員等は、売買、請負、委託先等の契約を行なうときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じないように監視、調査等必要な措置をとらなくてはならない。

(公益通報)

第5条 評議員等は、法令等に違反する行為等を発見した場合は、通報しなければならない。

2 法人は、この通報者を保護するための規程を別に定める。

(違反の報告)

第6条 評議員等は、前条の公益通報以外の定款及び諸規程に違反する行為を発見したとき又は売買、請負、委託先等契約の相手方の法令若しくは契約違反を発見したときは、公益通報者保護規程第4条で定める相談員に報告しなければならない。

2 相談員は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、速やかに総務課を所管する業務執行理事に報告する。

3 前項の業務執行理事は、前2項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討する。

(懲戒等)

第7条 評議員等が前条の違反の報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒等の処分に処する。

2 懲戒等の処分の内容は、別に定める。

3 前項の処分は、理事会が決議する。

(コンプライアンス教育)

第8条 法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。